

目次

第1条	(目的)	1
第2条	(車両の定義)	1
第3条	(適用対象者)	1
第4条	(鍵の保管)	1
第5条	(誓約書の提出)	1
第6条	(業務外通勤使用の禁止)	1
第7条	(車両の整備)	1
第8条	(車両内の整備)	1
第9条	(事故時の負担)	1
第10条	(飲酒運転)	1
第11条	(車両の運転)	2
第12条	(交通事故)	2
第13条	(罰則・反則金の負担)	2
付	則	2

【公用車管理規程】

C

C

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい（以下、「法人」という。）が所有する車両の管理および合理的運用に関する事項について定めたものである。

第2条（車両の定義）

この規程で車両とは、法人が所有する自動車（道路交通法で定める自動車）をいう。

第3条（適用対象者）

この規程は、すべての職員に対して適用する。

第4条（鍵の保管）

公用車の鍵の保管は、あらかじめ定めた指定場所とする。

2 公用車使用後は、確実に指定場所に鍵を返却しなければならない。

第5条（誓約書の提出）

公用車を使用する者は、公用車を使用する前に、免許証の写しとともに公用車使用にあたっての「公用車使用に関する誓約書」を法人に提出しなければならない。

第6条（業務外通勤使用の禁止）

公用車は、業務外および通勤に使用してはならない。万が一、法人の許可なく業務外や通勤に使用した場合は、制裁を課すことがある。

第7条（車両の整備）

公用車を使用する者は、常に自分の使用する車両の整備を心がけなければならない。

2 公用車の整備が不十分であることが理由で、修理等が必要になった場合には、法人は公用車を使用する者に対して修理に要する費用の全額の支払いを求めることがある。

第8条（車両内の整備）

車内にパソコン・携帯電話・その他の電子機器類（USBメモリなどの記憶媒体も含む）を残して、車両から離れてはならない。

2 前項に違反して法人が損害を被った場合には、損害額の全額を負担しなければならない。

第9条（事故時の負担）

運転者の粗暴な運転または不注意による事故時には、修理に要する費用の全部または一部を運転者に請求することがある。

第10条（飲酒運転）

飲酒運転は、業務上・業務外を問わず一切認めない。万が一、飲酒運転をした事

実が判明した場合、懲戒解雇に処する。

第11条（車両の運転）

- 車両はすべて法令に従って運転しなければならない。
- 2 車両は、職務として運転を許可された者のほかは運転してはならない。
 - 3 運転中に、携帯電話で通話、メールの送受信をしてはならない。
 - 4 運転中は、喫煙を慎むものとする。

第12条（交通事故）

- 交通事故が発生したときは、その車両の運転者は法令に定める処置を行うほか、直ちに法人に報告して指示を受けなければならない。
- 2 運転者は、法人に無断で示談をしてはならない。
 - 3 交通事故発生時には、事後速やかに所定の様式により法人に届け出なければならない。

第13条（罰則・反則金の負担）

交通違反をした職員が罰金・科料または反則金を科せられた場合、法人は一切の責任を負わない。

付 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

公用車使用に関する誓約書

令和 年 月 日

特定非営利活動法人 プロジェクトゆうあい
代表理事 田中隆一 殿

氏名 _____ 印

私は、公用車を業務上使用するにあたり、下記事項を遵守することを誓います。

記

- ① 「公用車管理規程」を遵守すること
- ② 道路交通法その他諸法令を遵守し、安全運転に努めること
- ③ 急発進・急ブレーキ・急ハンドルをしないように努めること
- ④ 公用車を丁寧に扱い、燃料節減に努め、法人の財産であることを忘れずに運転すること
- ⑤ 常に節度のある運転と運転マナーを心がけ、法人の職員として自覚をもって運転すること
- ⑥ 「走る凶器」となることを肝に銘じ、自分以外の命があることを忘れずに運転すること

以上

添付書類：

運転免許証の写し

C

C

マイカー通勤規程

平成30年4月1日

プロジェクトゆうあい(就労支援)

特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい

(

(

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい（以下、「法人」という）の職員のマイカー通勤に関する事項を定めたものである。

(自動車の定義)

第2条 この規程でマイカーとは、職員またはその家族が所有するもので道路交通法に定める車両のうち、自動車および原動機付自転車をいう。

(マイカー通勤許可基準)

第3条 マイカー通勤は、原則として次の基準により許可する。ただし、法人の特別の許可を得た場合は、例外として許可する場合がある。

- ① 自宅から法人までの通勤距離が片道2キロメートル以上であること
- ② 電車、バス等の交通機関の利用が不便であること（公共交通機関を使うのに比べ、通勤時間が短くなること）
- ③ 次の自動車保険に加入していること
 - イ. 自動車損害賠償責任保険
 - ロ. 自動車保険（任意保険）
 - （イ）対人賠償 無制限
 - （ロ）対物損害 無制限

(マイカー通勤許可期間)

第4条 マイカー通勤の許可期間は1年以内とし、毎年4月1日に更新する。

(マイカー通勤の届出)

第5条 マイカー通勤をしようとする者は、下記に定める書類を提出しなければならない。

- ① マイカー通勤に関する誓約書
- ② 自動車保険（任意保険）の証書の写し
- ③ 運転免許証の写し
- ④ 自動車検査証の写し

(業務使用禁止)

第6条 マイカー通勤者は、法人の許可または指示がある場合を除き、法人業務のために自己の自動車を使用してはならない。

(運転禁止)

第7条 マイカー通勤者は、道路交通安全に関する法令に従って運転を行うとともに、次の

各号に該当する場合は自動車を運転してはならない。

- ① 飲酒した場合
- ② 過労、疾病等のために心身が疲労している場合
- ③ 自動車の装置または整備が不良の場合
- ④ その他法令に違反する場合

(事故に対する扱い)

第8条 マイカー通勤を認められた場合であっても、通勤途上、法人駐車場内その他を問わず、法人は一切の事故に対して責任を負わない。

(求償権)

第9条 マイカー通勤者がこの規程に違反して事故を起こし、そのために法人が損害を受けたときは、法人は当該職員に対して損害の賠償を請求する場合がある。

(駐車中の事故)

第10条 駐車中における天災や地変等による損害および破損、盗難等の自動車の事故については、法人は一切その補償を行わない。

附 則

1. 平成24年7月1日施行のマイカー通勤規程は廃止する。
2. この規程は、平成30年4月1日から実施する。

マイカー通勤に関する誓約書

令和 年 月 日

特定非営利活動法人 プロジェクトゆうあい
代表理事 田中隆一 殿

氏名 _____^印

私は、マイカー通勤をするにあたり、下記事項を遵守することを誓います。

記

- ① 「マイカー通勤規程」を遵守すること
- ② 道路交通法その他諸法令を遵守し、安全運転に努めること
- ③ 急発進・急ブレーキ・急ハンドルをしないように努めること
- ④ 常に節度のある運転と運転マナーを心がけ、法人の職員として自覚をもって運転すること
- ⑤ 「走る凶器」となることを肝に銘じ、自分以外の命があることを忘れずに運転すること

以上

添付書類：

- 運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 任意保険の証書の写し

(

(